

規程類管理規程

制定 2023 年 12 月 19 日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という）が諸活動を実施するにあたり制定した規約、細則、規程、要領について、議決機関、管理責任者等を定めることにより、本会の合理的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、規程類とは、本支部が制定した規約、細則、規程、要領をいい、本規程第6条に規定する書式により作成し、本規程第3条の議決機関の審議、所定の議決を経たものをいう。

(規程類の体系)

第3条 規程類はその適用範囲、議決機関及び管理責任者により、以下のとおり区分する。

規程等の名称及び区分記号	適用範囲	議決機関	管理責任者	備考
規約	全体	総会	支部長	出席者の 2/3 以上の決議
施行細則	全体	総会	担当幹事	
規程	全体	幹事会	担当委員会委員長	
要領	全体	委員会	担当委員会委員長	幹事会へ報告

(決議後の連絡)

第4条 規程類の制定、改廃の場合には、総会、幹事会で決議され、又は委員会決議後幹事会報告が終了した時点で、各規程類作成委員会等の委員長は、本支部「規程類作成要領」に記載された必要記載事項を記した最新の規程類を総務委員会にテキストの形で送付する事を要する。

(保管及び周知)

第5条 規程類の保管は、本支部総務委員会の所定のサーバーに保管し、その管理責任者は、総務委員会委員長とする。

2. 規程類はホームページに記載する。又必要に応じて規程類閲覧に当たってパスワードを設定する。パスワードは本支部会員、準会員、支部友に周知する。その管理責任者は ICT 委員会担当幹事とする。

(書式)

第6条 規程類の書式は、別に定める規程類作成要領による。

(登録)

第7条 規程類は、本支部ホームページに登録することを要し、規程類の制定、改廃の都度変更登録するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則 この規程は、2024年1月1日から施行する。

(規程管理責任者：総務委員会委員長)